

## 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第67回）議事録

平成27年5月28日（木）  
15時00分～17時00分  
旧文部省庁舎5F 文化庁特別会議室

### 〔出席者〕

- 〔委員〕伊東主査，加藤副主査，石井委員，井上委員，尾崎委員，加藤富則委員，金田委員，神吉委員，川端委員，佐藤委員，戸田委員，早川委員（計12名）  
〔文化庁〕岸本国語課長，小松日本語教育専門官，山下日本語教育専門職，増田日本語教育専門職，ほか関係官

### 〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第66回）議事録（案）
- 2 論点7 日本語教育のボランティアについて 中間まとめの骨子（たたき台）
- 3 論点8 日本語教育の調査研究の体制について 中間まとめの骨子（たたき台）等

### 〔参考資料〕

- 1 日本語教育に関する調査（自治体等が実施）の項目について

### 〔机上配布資料〕

- 1 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）
- 2 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）
- 3 論点7 日本語教育のボランティアについて 関連資料
- 4 実施体制に関するヒアリングについて
- 5 平成26年度 日本語教育総合調査 地域における日本語教育の人材・人材育成の実態について（速報版）（抄）

### 〔経過概要〕

- 1 主査から開会の挨拶と欠席委員に関する連絡があった。
- 2 事務局から配布資料の確認があった。
- 3 前回の議事録（案）について，内容が確認され，修正があれば，6月4日（木）までに事務局まで連絡することとされた。
- 4 配布資料2「論点7 日本語教育のボランティアについて 中間まとめの骨子（たたき台）」について説明があり，意見交換を行った。
- 5 配布資料「論点8 日本語教育の調査研究の体制について 中間まとめの骨子（たたき台）等」について説明があり，意見交換を行った。
- 6 次回の日本語教育小委員会は，6月19日（月）の10時から文化庁第二会議室で開催することが確認された。
- 7 各委員からの意見等は次のとおりである。

### ○伊東主査

それでは定刻となりました。ただいまから文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の通算第67回，今期第2回を開催します。

まず，これまでの経過説明ということになりますが，4月17日に開催した今期第1回目の日本語教育小委員会におきまして，「論点7 日本語教育のボランティアについて」及び「論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について」，今期も引き続き御議論いただき，この間，3か月ば

かりですか、実際、様々な調査をおまとめいただきました。7月末までに中間まとめとしてまとめることとしたいというところがございます。

「論点7 日本語教育のボランティアについて」ですが、ボランティアに依存した在り方が指摘されておりましても、実態を把握した上で、地域日本語教育の体制整備をどのように進めていくのか、整備を充実するために、どのような方策が考えられるのかといった観点でまとめていきたいということを考えております。

「論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について」、これは外国人の実態の調査が最も基本となりますけれども、個人情報であることから、外国人だけを取り出して大々的に調査を行うことが現状では大変厳しい状況であるということです。各自治体で行っている調査、各機関で行っている調査を活用する方向でまとめていくこととなっております。

7月末の今期第5回の日本語教育小委員会まで、今日を含めると4回で中間的なまとめをすることとなります。本日は今期第2回となりますが、事務局が作成した中間まとめのたたき台を基に、皆様からいろいろと御議論をいただきたいと思っております。

そして第3回、第4回の2回で中間まとめの案を作成し、7月末の第5回目で最終的な微修正を行い、中間まとめを決定するといった感じで進めていければと考えております。

限られた時間ではありますが、今日は積極的に御発言いただきまして、内容の濃い、より良いまとめができればと思っております。よろしく願いいたします。

では、議事1「日本語教育のボランティアについて」、事務局から資料について説明をお願いします。

## ○小松日本語教育専門官

それでは、配布資料2「論点7 日本語教育のボランティアについて 中間まとめの骨子（たたき台）」を御覧ください。こちらは、「日本語教育ボランティアについて」の中間まとめの骨子のたたき台として作成したものでございます。1枚目につきましては、これまでの検討の経緯を説明する部分でございますので、2ページ目以降が具体的な中間まとめになるということでございます。

まず、これまでの経過について、1枚目に基づいて説明させていただきます。論点7「日本語教育のボランティアについて」のポイントといたしましては、平成21年にまとめましたところでは、日本語教育に関する役割分担については、市町村が日本語教育の設置、運営を行うこととしているところがございます。その一方で、ボランティアに依存した在り方がしばしば指摘されているということで、これについて、自治体の取組についての検証が必要、重要であるということ、その上で、文化庁の取組の検証もしつつ、地域の日本語教育の実施体制を整備し、学習機会を充実するために、必要に応じてどのような方策が考えられるか検討が必要ということで、論点がまとめられているところでございます。

「[3] 前期からの検討の方向性」でございますが、ボランティア等の用語の整理等を行うとともに、自治体や国の取組について検証した上で、ボランティアの捉え方、自治体における取組及び国による支援の方向性など、日本語教育の実施体制についての考え方を整理するということになっております。

そこで整理した内容を踏まえて、自治体の立場に着目して、実施体制についての考え方、実施体制とそれぞれの事例について示して、報告書にまとめるとさせていただいているところでございます。

2ページ目以降が中間まとめの骨子となっております。中間まとめの骨子といたしましては、大きく六つの項目となっております。まず、「1. はじめに」です。検討経過や前提などを含めて記載するというのを考えております。それに続きまして、「2. 外国人を取り巻く状況について」

「3. 地域における日本語教育の現状と課題」、5ページに「4. 地域における日本語教育の実施体制の考え方について」、6ページに「5. まとめ」、6ページに「6. 資料」を付けさせていただくと、大きく分けると、こういった六つの項目から構成することで考えております。

次に、中身について御説明させていただきます。「1. はじめに」では、先ほど申しましたように、

検討経過、前提等も含めて記載するとともに、用語等の整理もさせていただければと思います。

「2. 外国人を取り巻く状況について」でございますが、外国人の数について、これは本日は委員限りの資料として机上配布しておりますが、「論点7 日本語教育のボランティアについて 関連資料」がございます。こちらから根拠となるようなものを、このまとめの骨子の中では引用させていただいて、分析した結果を記載させていただいているということです。

「2. 外国人を取り巻く状況について」は、まず、リーマンショック、東日本大震災によって、外国人の数は減少したが、平成26年段階ではリーマンショック以前の数に戻っているという状況。それから、日本再興戦略におきましては、積極的に外国人を活用しようという動きがあるということ、それから日本創生会議、それから経団連等の提言において、日本の人口が減少するという状況を踏まえて、外国人の積極的な受入れ促進などが提言されているということに記載させていただいております。

また、2020年に行われますオリンピック・パラリンピック東京大会が開催されることを踏まえて、文部科学省においては、「オリンピック・パラリンピックレガシー創出に向けた文部科学省の考え方と取組」におきまして、具体的な取組として、「外国人が、言葉の壁を超え、地域で活躍するための日本語教育の充実」を明記させていただいているということについて、説明させていただいております。

「3. 地域における日本語教育の現状と課題」でございますが、こちらについては、大きく三つに分けております。一つ目が「3. 1 地域における日本語教育の全体的な状況」です。全体的な状況といたしましては、日本語教育については、日本語能力の習得だけではなく、地域住民との交流、外国人住民の社会参加支援など幅広い役割を果たしているということ。それから、その一方で、日本語教室の開設状況については地域によって差があり、自治体単位で見ると、日本語教室が開設されているのは3分の1程度にすぎないということ。それによって、大体、外国人の4分の1が学びたくても学べない状況になっているということに記載しております。

次に、3ページ目の上段でございますが、特に外国人数が500人以下の自治体、また、総人口が5万人以下の小さな自治体では、日本語教室の開設率の低さが顕著になっているということでございます。

こういったことから、全国的に見た場合には、外国人が多い自治体だけではなく、少数散住地域における日本語教育をどうするかということが重要な課題であるという形でまとめております。

また一方で、教室が開かれている地域であっても、外国人全員が日本語教室に通っているわけではなく、時間的な余裕がないことなどから通えていない状況があるということ。ただ、十分な把握はできていないということでもまとめさせていただいております。

次に、「3.2 地方公共団体における日本語教育の状況」について、市区町村、都道府県に分けて記載させていただいております。

市区町村について、上段ですが、一つ目の「・」では、市区町村が自ら日本語教室を設置しているところは、213市区町村ありますが、これは、市区町村の数が全体で1,897ということですので、わずかに1割強にすぎないということです。一方で、民間の取組を含めると、市区町村数にすると617という市区町村数になって、全体の3割強となるということ。このことから、日本語教室は3分の2を民間が担っているということが言えるのではないかとということでございます。

ただ、民間の取組においても、地方公共団体や国際交流協会の補助金、助成金等を得てやったり、若しくは、その場所を借りたりという状況があるということですので、民間しかやっていないということをもって自治体が何もやっていないということを意味するわけではないというのを記載させていただいております。

それから、四つ目の「・」になりますが、我が国の日本語教育を実施している機関の教師数のうち、ボランティアが占める割合については、全体で57%になっておりますが、特に自治体において実施している日本語教室におけるボランティアの割合というのは90%を超えており、特にボランティアの高齢化、若い世代の人材の確保が課題として挙げられている自治体が多いということもございます。

一方で、全体のところでも述べましたが、外国人数が500人以下、人口規模が5万人以下の小さな自治体では、日本語教室の開設率が低いのですが、それは人的な資源や予算面で制約があるということが理由として考えられるのではないかとことです。

次に、都道府県でございますが、都道府県の取組については、域内の多文化共生や日本語教育機関の連絡、調整、連携体制を構築する取組については、全体の70%の33都道府県で実施しているということでございます。特に、3割強が日本語教育に特化した会議等を開催しているということです。また、都道府県のうち40%が開設されていない地域への日本語教室の開設の働き掛け等を行っているということが分かっております。

その一方で、都道府県においても種々の課題があり、一番下段になりますけれども、外国人の日本語教育に対するニーズの把握、それからニーズに沿った日本語学習機会の提供が不十分であるといった点や、地域の日本語教育を行うボランティアの人材確保を課題として挙げている都道府県が見受けられるという状況でございます。

ということで、全体的には人材育成が重要な課題ということになっていると記載させていただいております。また、様々な課題を解決するためにも、日本語教室、国際交流協会、都道府県レベルの自治体の連携や情報の共有が不可欠であるといった意見が都道府県の方からも聞かれております。

そういった中でも、外国人が散住する地域におきましては、外国人に対する日本語教育への一般市民の関心も高くないことから、関係予算の確保が困難となっている状況があるということでございます。

次に、国における日本語教育の施策の状況でございますが、国と言っても、一応、今回取り上げますのは、「生活者としての外国人」を対象とすることから、文化庁の取組について取り上げさせていただいております。文化庁では、人材育成の観点から、地域の日本語教育の中核的な人材を育成するというところで、地域日本語教育コーディネーター研修、それから都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修を開催しております。こういった研修の開催に当たっては、周知に努めているところですが、参加する地域に偏りがあるなど、周知方法などについて引き続き検討が必要であると考えております。

また、平成19年度から実施しております「生活者としての外国人」のための日本語教育事業につきましては、各地の優れた日本語教育の取組を支援してきているところでございますが、事業の趣旨が優れた取組を支援するというにしていることから、これまで日本語教育を実施していない地域、ノウハウを有していない自治体などは申請しにくい制度になっています。このことが地域の取組に広がりや欠く要因になっているということが考えられると思っております。各地の取組には、いずれ自律することが求められるところでございますが、この事業自身には自律を促す機能というのが盛り込まれているわけではなく、優良な取組であっても、そういった経済的な面での自律に向けた取組がほとんど見られないという状況でございます。

そのほかの取組としては、文化庁としては、日本語教育施策を普及する観点から、日本語教育大会、地域日本語教育研究協議会等のほか、他省庁や関係機関との情報共有を目的とした日本語教育推進会議を開催しております。また、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業で作成された教材等を広く共有するための日本語教育コンテンツ共有システムの運用なども行っているところです。

こういった協議会等において、日本語教育施策については周知を図っているところではございますが、なかなか十分に周知されていないという状況があります。特に、一般の市民に対する日本語教育の必要性を周知する観点から、不十分と言わざるを得ないというように記載させていただいているところでございます。

それから、次ページになりますが、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催後のレガシーの実現も見据えて、日本語教育の必要性の周知、施策の充実に取り組むことが必要であるというようにまとめております。

次に、地域における日本語教育の実施体制の考え方について、こちらも地方公共団体については

市区町村，都道府県についてまとめさせていただいております。

市区町村においては，外国人にとって最も身近な行政機関である市区町村においては，日本語学習環境を整えることが求められるということを記載しております。また，新たに実施するに当たっては，外国人のニーズの把握や地域住民の理解を得ることが重要であることから，まず，これらの取組を実施することが望まれる。それから，指導者や支援ボランティア等の人材育成に取り組むなど，人材の確保に努めることが必要であること，90%がボランティアに頼っている実態を踏まえると，今後も引き続き重要な役割を担っていただくことになると考えられることを記載しております。

最後に，日本語教育を実施したくても十分なノウハウがない，必要な人材がいない，財政的な制約から十分な予算確保が困難である場合には，国や都道府県が行っている事業を活用する方策を検討することも考えられるとしております。

次に，都道府県でございますが，都道府県においては，市区町村と協力して，外国人のニーズの把握に努めることを求められるということ。それから，日本語教育が行われていない市区町村に対しては，専門家を派遣してアドバイスをしたり，人材を養成したり，必要に応じて財政支援を行うことなどが望まれるということで，都道府県の役割を明記しております。また，課題解決のためには，日本語教育実施団体と情報やリソースを共有，連携，協力できる体制を作ることが望ましいとさせていただいております。

次に，国における日本語教育の施策の在り方でございますが，人材育成については引き続き実施する必要があるということ。それから，参加者の広がりやを促す観点から，周知方法はもちろんのこと，開催地，実施時期，研修内容等について，不断の見直しを求められるということも明記しております。また，「生活者としての外国人」のための日本語教育事業については，日本語教室が開設されていない市区町村において，日本語教育への取組を促すような制度に拡充すべきであるとしております。また，財政支援に限らず，日本語教育に関するノウハウを有していない，新たに日本語教育に取り組む市区町村に対してアドバイザーを派遣するなど，新たな枠組みを設けることが求められるということも明記しております。さらにということで，自律的に日本語教育活動が継続できるような取組を促すような仕組みを検討すべきとしております。

ボランティアについてですが，市区町村や都道府県が行う日本語教育ボランティアの人材育成に対しては，生活者事業等を活用して，支援を引き続き実施するべきであるとしております。また，日本語教育の施策の普及については，日本国民への周知も視野に入れた広報，周知に努めることと明記しているところでございます。

次に，「4.3 日本語教育の体制の構築とそのポイント」でございますが，こちらは優良に限らないですが，特色ある取組をやっている事例について，それぞれ四つの観点で事例をまとめて記載することを考えております。観点1としましては，行政と民間の連携，協力ができているところ，観点2としては，日本語教育以外の領域とのつながりがあるところ，観点3としては，市区町村から広域に広がっている取組，観点4としましては，人材の配置等，人材育成の面で特色ある取組を行っているというところについて，そういった観点で事例として挙げたいと思っております。

「5. まとめ」についてですが，こちらは，この中間まとめについて全体的なまとめをさせていただくとともに，今後に残される課題等について問題提起というのものではないかと考えております。

「6. 資料」では，今回，ヒアリング等を行った関係機関の資料等について掲載という形で中間まとめを考えております。

以上でございます。

## ○伊東主査

ありがとうございました。論点7「日本語教育のボランティアについて」に関してのこれまでの検討，経緯，そして，項目ごとに並んでおりまして，2ページ目からが中間まとめの骨子になっております。これはたたき台ですので，本日は，これまでの議論や調査結果等を踏まえて，このたた

き台を作成していただきましたが、このたたき台について本日は御意見を頂きたいと思っております。どの部分からでも結構ですので、今の説明をお聞きになりながら感じられたこと、あるいは感想、何でも結構ですので、どうぞ御自由に御発言いただきたいと思います。

#### ○神吉委員

確認とともに、これからまとめるに当たって、そろえなければならない部分として数字があると思います。例えば、配布資料2「論点7 日本語教育のボランティアについて 中間まとめの骨子(たたき台)」の2ページ目の下から3行目に、日本に在留する外国人全体、約212万人の約4分の1というのがあります。それから、3ページ目の一番上に、外国人住民数が500人以下という数字があり、ほかにも似たような数字が何か所かございますが、この数字の出所がそもそもそろっていないのではないかとということが一つ、大きな問題かなと思います。

恐らく、少し確認をしていただきたいのですが、在留する外国人の212万は法務省の方の数字だと思います。住民数の方は、どちらかと言うと、総務省データに近いと思います。

それでいくと、例えば2014年ですと、法務省は212万人ですが、総務省の人口推計で、全人口から日本人人口を引いた数は165万しかいません。誤差が46万9,000人ぐらいあるわけで、この差をどう考えていくのか。我々、この議論をするときに、どの数字を根拠として使うのが妥当なのかというところをしっかりとやらないと、何の数字で話をしているのかという根本のところはずれてくるような気がします。その辺りについて、少し何か、現段階で教えていただければお願いします。

#### ○小松日本語教育専門官

212万人については、御指摘のとおり、法務省の数字です。それから、総務省が持っている住民基本台帳による数字と、それほど大きな差はありません。たしか4万人ぐらいの数字しか違っていません。そちらの数字を使っておりますので、165万人という数字にはなっていないと思います。

#### ○神吉委員

総務省が持っている住民基本台帳の数字と、人口推計で出されている外国人数というのは全然違うということになるのでしょうか。

#### ○小松日本語教育専門官

恐らくそういうことになると思います。ただ、165万人ではないと思います。

#### ○山下日本語教育専門職

数字は少しずれるところが出てきてしまいますが、住民基本台帳の数字を使うにしても、法務省の在留外国人の数字を使うにしても、どちらも市区町村レベルまで数字が出ますので、そこはそろえてしまえば、数字がおかしいということにはならないかと思います。

#### ○神吉委員

はい。ありがとうございます。

#### ○加藤富則委員

この在留外国人数というのは、いわゆる技能実習とか、そういった在留資格の方も含めたものでしょうか。

#### ○小松日本語教育専門官

そうです。はい。

### ○加藤富則委員

恐らく、そうなりますと、学びたくても学べないとか、そういう事情が違うのではないかという気がいたします。

それと、「生活者としての外国人」といった場合、これは大人も子供も含めてのことでしょうか。

### ○小松日本語教育専門官

はい。

### ○加藤委員

そうなりますと、やはり子供に対する日本語教育と大人に対する日本語教育は当然、事情が相当違うと思います。特に大人の場合、例えば愛知県の場合ですと、製造業に勤める方が非常に割合が高いのですが、そうなりますと、勤務時間はシフト勤務になります。例えば朝帰り、仕事が明けて、それから、どこかに行ける教室があるかと言わないということがあります。それから、立地場所が例えば街中から離れていたりして、要は、そういった意味での事情と、あと、子供の場合は学校に通っている、未就学の子もおりますけれども、そういった子供に対する日本語教育と、やはり少し分けて考えた方がいいのではないかと思います。

### ○伊東主査

ありがとうございます。「生活者としての外国人」の日本語に限るということが、先ほど配布資料2「論点7 日本語教育のボランティアについて 中間まとめの骨子(たたき台)」4ページの話の中で出ました。そのことと数との整合性と言いましょうか。そうすると、日本語教育施策の状況と言ったときに、生活者としての外国人の、その内実が、いわゆるこの施策にも反映した形が必要になってくるということでしょうか。ここでは文化庁のことしか言及していないというところから、その辺りは少し見直す必要があるかもしれません。

### ○佐藤委員

全体の構成について、よく分かりました。よく整理されていて、よく分かったのですが、この「4. 3 日本語教育体制の構築例とそのポイント」の位置付けですが、例えば「4. 1 地方公共団体における実施体制の在り方」のところ、市区町村や都道府県、特に散住地域、散在地域のことを考えていったときに、もう、ほとんど広域行政の視点しかあり得ないだろうという感じもします。そのときに、「4. 3 日本語教育体制の構築例とそのポイント」の「観点3 市区町村から広域へ」のところ、そういうヒントを得られると思うのですが、この「4. 3 日本語教育体制の構築例とそのポイント」が相当大事になるのではないかという感じがします。

これはどのような形になるのでしょうか。構築例とそのポイントとなると、何か実践のヒアリングで得られた事例から、このようになっていましたということを見せていくのか、それとも、今まで整理してきた問題を踏まえて、これからの課題として、こういう実践を踏まえながら、こういう可能性があるということをここでまとめるのか、その辺りがどうなのか、少し分かりにくいです。

例えば、恐らく、中間支援組織が非常に大事だろうと思いますが、それも観点1というところから見えてきますし、観点4のところでもボランティアを含めた人材の育成の課題みたいなのが見えてくると思います。つまり、この「4. 3 日本語教育体制の構築例とそのポイント」の書き方は、まとめとして書かれるのでしょうか。ヒアリングで得られた事例からポイントのみを抜粋して整理するだけでは、何か少し弱いかなという感じを受けました。

それを受けて、このまとめのところ、重複しても良いと思うのですが、つまり、今までの問題を受けてやってきて、こういうそれぞれの取組の中からこういう課題が見えてきて、こういう視点が見えてくる、今後もこういう方向性があるのではないかというまとめ方をする方が全体的にすっきりするかなと思いました。その辺の、この「4. 3 日本語教育体制の構築例とそのポイント」の位置付けを少し伺って、あるいは議論をした方が良いのかなという感じを少し受けました。以上で

ございます。

#### ○小松日本語教育専門官

「4. 3 日本語教育体制の構築例とそのポイント」の四つの観点としておりますが、必ずしもこれにとらわれるものではありません。提言した課題に基づいて、それに対応した取組がこのようにされているという形でまとめていくということもあり得ると思っております。いろいろな課題があるのに対して、このような観点で課題解決されている、その上で、今後、このような展開を考えていращやるといったことを示すこともあるかと思えます。

今回、たたき台としてお示しさせていただいておりますが、なかなかうまく体系的にはなっていないで、そういうところは今後、きっちりと御意見も踏まえて、もう少し分かりやすいように、体系的に御説明しやすいような形でまとめていけたらと思えます。

#### ○山下日本語教育専門職

ここの部分について、少し補足します。前期からの話のつながりの中で申し上げますと、それぞれの地域で結局はリソースが限られている中で、それをどのようにうまく活用していくかということが、それぞれの地域でのポイントになるかと思っております。

観点1に関して、そのリソースというのは、誰が主体的に動くかというときに、恐らく、様々なバリエーションがあると思えますが、そこにできる限り行政が絡むような形で様々な資源をつなぎ合わせていくことで、リソースの少なさを解消するという方向性があるのではないかというのが観点1です。

観点2に関して、外国人が少ないところでも多いところでも、ニーズというのは基本的に多様化しているような状況があり、それぞれに伝えていくときには、単一の機関、団体だけでどこまで対応できるかということがあります。日本語教育だけではなく、様々なところとつながっていく中で、その多様なニーズに対応していくのかということが、当然、考えとして一つあるということが観点2になります。

観点3の部分については、そもそもその資源、リソースが限られている地域のことを考えると、当然、その単一の自治体だけでカバーできるのかということがあります。先ほど、佐藤委員がおっしゃっていたように、広域でカバーできることを考える必要があるだろうということで観点3があります。

観点4の部分について、当然、そういった形でリソースをうまくつなぎ合わせたり、回していくということを考えるときに、当然、その軸として人の話が出てくるだろうということで観点4を挙げております。

これは前期から挙がっていたものですが、これに加えて、いろいろなものがあれば御意見頂きたいと思えます。

#### ○伊東主査

この「4. 3 日本語教育体制の構築例とそのポイント」の位置付けですね。今、御説明いただきましたが、更なる御意見や御助言を頂ければということです。いかがでしょうか。

#### ○尾崎委員

まず、さっと読んだときに、割と重複があるような感じがしました。徐々に頭が整理しにくくなりました。これは本日の会議のために作っていただいたものですので、これがベースということで結構だと思います。恐らく、様々な項目が整理されるということで、そのときのお役に立つようなことを発言しないといけないのかなと思えます。

その前に、「検証する」という言葉が出ています。用語の整理、自治体や国の取組について検証する。国の取組については文化庁がなさっていращやるいろいろな事業とか会議について、こうしているけれども、こういう問題があるということで、一応、検証をした結果が書き

込まれていると思いました。しかし、自治体の場合は、現状がこうであり、こういう問題があるということが書かれているのですが、検証という言葉とじっくりこないという印象を受けました。それが1点目です。

それから二つ目、外国人を取り巻く状況についてというのは、これは書く人がどこに着目して書くかで、随分、中身が変わってくると思います。ここに「・」で四つ、挙がっていますが、やはり政府のとか、あるいは経団連とかの方針が取り巻く環境ということであらわれています。もう少し地域をベースにして見たときの環境と言いますか、取り巻く状況も書き込んだ方が良いのではないかと思います。

例えば、日系の方は、もう来てから25年とかたっています。かなり定住、永住志向ということがはっきりしていて、そういった方がいるということ、そういうことも分かっているということをメッセージとして入れた方が良いのではないかと思います。それから、技能実習の関係の方がかなり急激に増えていて、地域によっては、もう技能実習で来日したベトナム人だけの教室だとかが出てきています。これは、この日本語教育小委員会ができた2007年、最初のときと、8年ぐらいの間に大分、状況が変わったんですね。ですから、そういった地域の問題というのは、社会環境とか経済状況とかと非常に密接に絡んで、変化するというのもここに書き込まれていると良いと思いました。既に書き込まれているようですが、そういう意識で書いたらどうかなというのが私の印象です。

それから、三つ目は大きく見た現状と課題が「3. 1 地域における日本語教育の全体的な状況」から「3. 3 国における日本語教育施策の状況」に記載されており、次に「4. 地域における日本語教育の実施体制の考え方について」となっています。この関係がどうもすっきり頭に入りません。在り方というのは、もう前に書いてあります。この日本語教育小委員会の最初のところで在り方というのは書いてあって、だから、ここで改めて在り方というのを一つのセクションに取り上げるのは何なのかなと思いました。

例えば、5ページ、「4. 1 地方公共団体における実施体制の在り方」の市区町村の三つ目の「・」に90%がボランティアだ、ボランティアは今後も引き続き重要な役割を担っていくことになると考えられるとあります。そうだと思うのですが、これは在り方というヘッディングとどうつながるのか。そもそもボランティアが90%という現状について、在り方としてどう考えるかということが、実は議論のポイントになるのではないかと思います。ですので、少し読んでいて、在り方ってどういうことかなと思いました。

それから、その次の都道府県のところを見ていくと、「求められる」、「望まれる」、「望ましい」とあります。こういう書き方をするのは、当然、国が一方向的に「ああせい、こうせい」ということはできないから、こうあってほしいという願望を書くのですが、もう願望を書くのは終わっているのではないかと思います。ですから、在り方というこのセクション自体の、今回の取りまとめの中での位置付けがどうなっているのか、在り方というのをここで書く必要があるかということです。

同じように、文化庁についても、施策の在り方ということで、「求められる」、「検討すべきである」、「実施すべきである」とあります。文化庁は当事者ですから、「求められる」というのは、この報告書を書いているのはこの日本語教育小委員会なんですね。ですから、求められると書いていいわけです。

ということを見ると、「求められる」が良いのかということをお委員の皆さんにお伺いしたいぐらいです。ということで、この在り方についての位置付けは、もう少し考えてみたらどうかと思います。

それから、現状の記述と課題とそれについてどうするかという流れの中で、最後の「4. 3 日本語教育体制の構築例とそのポイント」の観点1～4をリンクさせる形で書いていただくと、恐らく、読みやすくなると思います。書いてみないと分かりませんが、そのようなことを思いました。以上です。

### ○小松日本語教育専門官

御指摘のとおり、文言の方、確かにいろいろ表記がそろっていなかったりというところがありますので、まずは、そこはきちんと整理させていただきたいということでございます。確かに在り方ということについて、そこもどういう表現がいいのか、御意見があれば言っていただければと思います。そういうところでしょうか。

### ○伊東主査

私も、外国人を取り巻く状況は、もう少し生活者レベルで変化した部分があると良いのではないかと思います。これですと、本当にオリンピックだの日本創生会議だの、そういうところでの状況と言っているのか、この辺りのことが、本当に取り巻く状況になっているかどうか分かりませんが、密接に生活者としての外国人に伝わっているかどうかということも伝わってこないなと少し感じました。

### ○石井委員

文言にも絡むことですが、1ページ目の「[3]前期からの検討の方向性」の一番下の方にボランティアについて書いてあります。実施体制や事例を取り上げることで浮かび上がらせるポイントの例で、「ボランティアの活用」ということが出てくるのですが、この「ボランティアの活用」ということで、どういうことを具体的に上げようとしているかということが、まず一つ、御質問です。

それと同時に、その「ボランティアの活用」という言い方が、私自身もそういう言葉遣いを結構これまで使ってきてしまったことを最近、非常に悩んでいるのですが、まず、「活用」ということ自体が配布資料1の中でも出てきます。ほかにも、例えば「外国人人材の活用」とか「ボランティアの活用」、それから、これとは少し関係ありませんが、最近、広く「女性の活用」とかと言われるときに、どう考えても、今まで中心的に動いてきた人たちが、少し状況が悪くなったときに、今まで考えに入れていなかった人をうまく使いましょうというイメージがどうしても付いてしまう言葉かなというのが一つあります。

もう一つは、現実問題として、これまで自治体が全然気が付いていなかったり、そういう意識を持っていなかったりするところで、ボランティアが必死になって活動されてきている中で、更に「ボランティアの活用」という言い方をされると、こういうことに興味を持って地域で実践している人たちが見たときに、余り気持ちよく読めない作文になってしまうのではないかとことをとても気にします。先ほどの外国人を取り巻く状況ということに関して、尾崎委員から、やはり視点の問題という御指摘があったように、これをどういう人たちが読むのかということ想定して、どういう提案をしたいかということと絡めて、私も「だからこういう言い方がいいんじゃないか」ということを直接、御提言申し上げられないのが大変申し訳ないのですが、やはりこのボランティアの活用という言葉がこの報告書の中で使うのであれば、十分に注意が必要な点なのではないかということが気になりました。

### ○井上委員

今、石井委員がおっしゃったことに似ているかもしれませんが、実はこの分野の活動、取組というのは、非常に様々な主体 - 主体と言った場合、組織と人だと思のですが - 組織と人が絡み合っていて、それぞれの歴史的な背景を持ち、地域的な実情もあって、様々に行われているということがあるわけです。

ですから、ここで、配布資料2「日本語教育のボランティアについて 中間まとめの骨子（たたき台）」の1ページ目の「[3]前期からの検討の方向性」の「→」の部分、「実施体制や事例を取り上げることで浮かび上がらせるポイントの例」で、特殊事例、特殊なエピソードになってしまわないようにすることが大きいです。一番重要なのはやはり主体の参加者をどういう定義付け、整理できるかということだと思います。

私も、東京外国語大学で特任研究員をやらせていただいたときに「こんなやり方もあるのか」ということも目の当たりにしました。大学が主体になってはいても、大学の研究者あるいは大学の研究に加わっている他の分野の人たちが、例えばボランティアの方々も入って、一つのプロジェクトに取り組んでいる、大学と言っても、教育研究機関という形でくくりにして定義して良いのかと思うぐらいに多様な役割を担っているわけです。

ですから、主体の定義付けについては非常に難しいのですが、役割に応じてある程度、分類していくことが必要だと思います。行政と地域の大学、あるいは地域の国際交流協会、あるいはNPO、NGOが、一見役割が同じようであっても、結構性格の異なる活動をしているのがこの分野ではないかと思います。

全体として何をすべきかということは、別に法律で決まっているわけではありません。外国人に対して日本語を教えなければならない、地域のこの人たちを教えなければならないと書いてある法律はないわけですから、ある程度、その役割に応じて組織の定義付けを行って、それがどういう形でまとまったときに、うまくいっているのか、いっていないのかというものを書かないといけないのではないかと思います。それがないと、そこはこういう形でうまくいっていますが、ここでは少しうまくいきませんといったエピソードで終わってしまうと思います。そこをやはりしっかりとまとめるという意味で、ある程度、類型化するということをしていただきたいと思います。

それから論点7について、ここには日本語教育のボランティアについてと書いてあるのですが、極端なことを言うと実施体制なんですよ。実施体制というのは、正に日本語教室の場合には組織があり、場所があり、人がいて、方法があるということがありますので、それぞれに、先ほどから何度も繰り返していますが、いくつかの主体がどのような形で関わっているのか、組織がどう動いているのか、人がどう関わっているのかについて、マトリックスを作って、「○、×、△」を付けていくというのが一つの方法だと思います。ある程度、類型化をして、比較可能なものにしていくという整理をしていただくと、非常に特殊な例でもうまくいっているし、非常にオーソドックスにやってもうまくいっていない場合もあるというようなことが分かってくるのではないかと思います。

## ○岸本国語課長

配布資料2「日本語教育のボランティアについて 中間まとめの骨子（たたき台）」の1枚目はこれまでの検討の経緯ということで、多少、検討が深まるまでの間に使っていた用語が残っている部分があります。「検証」や「活用」という用語について、先生方がおっしゃったことはよく理解できます。そういったところに注意すべきであるということは、事務局としても理解しております。

ボランティアの方々、現場で一生懸命頑張っておられる方々が気持ち良く読めないようなものにならないようにということは、今後、十分注意をして、案文の作成を進めていきたいと思っておりますので、またその点についていろいろと御意見を頂ければと思います。

この報告書をまとめるに当たって、読んでいただきたい主体については、今まで現場で頑張っていた方だけではなくて、本当に外国人が身近にいるけれども、そのことの問題点について気付いていないような一般の方々にも、こういった問題があるということについて気付くきっかけになるようなものになればという気持ちも持っております。そういった前提で、今後、いろいろと御意見を頂ければと考えております。

また、今後の日本語教育体制の構築例とそのポイントということで、観点1から4までで挙げておりますけれども、この点につきましては、先ほど佐藤先生からも頂きましたとおり、単なる事例紹介に終わらないように、できる範囲で類型化をして、参考にしていただきやすいような文章にしていければと思っております。こちらの方で、次回以降、お示しする案文について、またいろいろと御意見を頂ければと考えております。

## ○伊東主査

ありがとうございました。誰に向けてといったところですね。

## ○加藤富則委員

地方自治体の取組ということで、愛知県の例でございますけれども、愛知県、多文化共生社会に向けた、地域における日本語教育推進の在り方と、それぞれの実施主体の役割分担をまとめさせていただきました。これは国、愛知県、市町村、あるいは国際交流協会であるとか日本語教室、それから日本語教育機関、企業、県民ですが、ボランティアという表現はございません。日本語教室の中の担い手の中にボランティアの方が大勢手伝っていただいているというような形で表現させていただいております。

ですから、役割分担の中ではボランティアというくくりではなくて、日本語教室、愛知県に1,500人ほどのボランティアの方がお見えになるのですが、日本語教室の役割という表現の仕方、それぞれどういう役割を担ったら良いのかということをもとめさせていただきました。

## ○神吉委員

石井委員がおっしゃっていたことと少し関連をすると思うのですが、ボランティアの位置付けというのはやはり非常に重要なところだと思います。必ずしもボランティアとして関わることがマイナスに作用するだけではないと思います。つまり、外国人に対する日本語教育を何のためにやるのかと考えたときに、外国人が社会参加をする、日本のコミュニティとの接点をできるだけ作っていくといったときに、職業として教える人以外に、市民として、その外国人と接する人が常にいるというのは非常に重要なポイントだと思います。ですので、やはりそういった積極的な面も踏まえた上で包括的な議論をする必要があると思っています。

ボランティアを専門家に置き換えたら、それで良いのかと言うと、今までできていたことがむしろ抜けてしまう可能性があるのではないかとということも踏まえて、少し慎重な議論が必要だと思います。

それからもう一つ、「4. 3 日本語教育体制の構築例とそのポイント」に「[観点4] 人材（コーディネーターや専門家の配置など）」とあります。これについて、私も日本語教育の分野の人間なので、こういうことを言って良いかどうか分かりませんが、日本語教育の専門家が地域の日本語教育に携わったときに、どのような成果が見られるのかということが検証されていないと思います。コーディネーターが配置されたところは、配置されていないところに比べて、何かプラスになっていることがあるのかという検証は、むしろ日本語教育側で調査研究をしながら、何らかの形で検証していかなければならないと思います。そこが言えないと、コーディネーターを配置する必要があるという必要性を分野外の人に説得するというのは非常に難しいのではないかと思います。「こういったメリットがあります」ということをどうやって出していくのか、恐らく、ここでの議論を超える議論になると思いますので、もうこれぐらいにしておきますが、そういった視点も必要かと思っています。

それから三つ目、もう一つありまして、学びたくても学べない外国人の人たちに対する機会の提供というところがありますけれども、一方で、学んでもらわないと困るという地域社会側のニーズというのがあると思います。例えば、外国人が来たけれども、言葉が通じなくて困っていて、外国語対応もできないから、何とか彼らがやさしい日本語だったら分かるぐらいのレベルにはなってもらわないと、行政サービスとして非常に困るという状況です。そういった観点からの日本語教育のニーズをここで議論するか、しないのかということについても、少し整理したら良いのではないかとお話を伺っていて感じました。

## ○川端委員

今、神吉委員がおっしゃっていたことについて、学びたくても学べない状況があるということですが、このたたき台の中にも何か所か出てきています。この報告書は自治体の取組ということで、学びたがっている学習者がいることが前提となっていて、「こういうことが行われている」、「こういう連携がある」という書き方があります。3ページの上の方の二つ目の「・」です。一方で、

日本語教室が開かれている地域であっても、必ずしも全ての外国人が日本語教室に通っているわけではないとあり、その理由が幾つか挙げられているのですが、十分に把握できていないとなっています。こういう地域若しくは外国人の方々というのが、本当に日本語を必要としているのか、学びたがっているのかというのがとても気になる点であります。日本語の必要性を実感していないのではないかと。

それに関連することが6ページ、「6. 資料」でヒアリングを行った機関、団体の一覧の「①外国人とつながる、学習者へのアプローチ」が挙げられています。ここにカテゴライズされる機関、団体がどのようなことを行っていたのかということ、日本語教育の用意はしているけれども、学習者が集まらないという状況に関して、何かヒントになるのではないかと思います。ですので、ここで取り上げるのでボランティアについてですから、少し角度が違ってしまいかもしれませんが、実施の在り方、実施体制の考え方として、形、ハード面だけではなくて、学習者にどんなアプローチを行っているのかということも実施体制の在り方の中にも含まれるのではないかと思います。

### ○伊東主査

貴重な御意見をどうもありがとうございました。

かなり重要な事項が指摘されたり、助言として出されたりしましたので、中間まとめをより良いものにするために、是非、今出た意見を反映できるように取り組んでいただきたいと思います。

時間の関係もありますので、論点7「日本語教育のボランティアについて」はここで一旦、止めておきたいなと思います。

次に、論点8「日本語教育に関する調査研究の体制について」、事務局から、資料に基づいて、説明をお願いします。

### ○小松日本語教育専門官

それでは、配布資料3「日本語教育の調査研究の体制について 中間まとめの骨子（たたき台）等」を御覧ください。1枚目はこれまでの経緯としておまとめさせていただいたものでございます。2ページ目からが中間まとめの骨子となるものでございます。

これまでの経緯としましては、論点8「日本語教育の調査研究の体制について」としては、文化庁が中心となって国立国語研究所、関係府省、自治体、日本語教育学会等の協力を得て、政策的に必要と考えられる調査研究を中長期的に実施していく必要があるというまとめとなっております。

これを受けまして、前期からの検討の方向といたしましては、①外国人の日本語学習状況及び日本語能力に関するデータは、日本語教育施策について検討する上で最も基本となるデータと考えられますが、調査対象を捕捉する手法、予算等の面から十分な調査が行えていないということがございます。

一方、各都道府県、政令指定都市等は、外国人の実態について調査を行うことが多く、また、日本語学習状況、日本語能力についても、よく似た質問項目で調査を行っているところが多いということです。そこで、調査に関する共通利用項目を作成、提示し、各都道府県、政令市による調査結果を集約して、分析できるようにするというところとされているところでございます。

②として、更に調査研究の内容について検討、実施ということで、政策的に必要と考えられる調査研究のテーマの例を記載のとおり、挙げさせていただいているところです。

①、②で実施した結果を分析し、各機関等の調査結果の情報収集、共有を行うということで検討しているという方向でまとめさせていただいております。

次、2ページ目以降が中間まとめの骨子となるものでございますが、こちらは、一番目が「1. はじめに」ということで、共通利用項目の意義、次に「2. 日本語教育の調査に関する共通利用項目の作成経緯、活用方法について」、それから、3ページ目に、「3. 日本語教育の調査（自治体等が実施）に関する共通利用項目について」、最後、6ページ目には「4. 日本語教育に関する調査の情報共有、分析について」ということで、四つの項目に分けて記載する予定でございます。

6ページ目に、黒塗りにした「3. 関係各機関による調査結果の収集、活用、分析に関する計画

について(たたき台)」となっていますが、これは今回の論点8の中間まとめということではなく、それとは別に、実際に実施する具体の調査、分析等を行うものについての方向性についてまとめているペーパーとしてお示ししているものでございます。

それでは、2ページ目にお戻りいただきまして、内容について概略を説明させていただきます。

「1. はじめに」のところでは、文化庁では日本語教育実態調査を昭和42年より行っているということ、ただし、日本語能力等についての調査を行えていないということでございます。一方、都道府県、政令指定都市等では、日本語能力、学習状況についての調査を行っているところがあるということですが、ただ、調査項目が異なっているということで、全体的な傾向の把握は困難な状況があるということでございます。そういうことから、可能な範囲で調査項目について、共通利用項目を本小委員会で作成して、全体的な傾向の把握を行い、日本語教育施策の企画立案が行えるようにするというを書いております。

「2. 日本語教育の調査に関する共通利用項目の作成経緯、活用方法について」でございますが、「2.1 日本語教育に関する調査(自治体等が実施)に関する共通利用項目の作成経緯」として、都道府県、政令指定都市が実施した調査項目を収集し、質問項目の汎用性と地域性、実用性等を都道府県が行っている調査の継続性の観点を踏まえて作成させていただいておりますということです。

活用方法、効果として、共通利用項目をそのまま活用した場合には、より効果的に地域間の比較、全国的な傾向の把握を行うことが可能となるけれども、その一方で、その調査の継続性とか地域の状況を考慮すると、必要に応じて加筆、修正を行って活用していただくということが必要になってくるということでございます。文化庁としては、定期的に都道府県、政令指定都市が行っている調査結果については、情報収集、発信していくということに記載させていただいております。

活用にあたっては、次のページの図「調査(自治体等が実施)に関する共通利用項目で明らかにしたいこと」として、①から⑤のケースをお示しさせていただいております。そういう観点で整理させていただいて、日本語教育施策の企画立案に活用するというを指すということに記載しております。

3ページの図ですが、共通利用項目を利用した場合に明らかにしたいことということで、外国人の日本語の必要性の観点、それから、日本語学習の経験のあり、なし、それから、日本語能力の習得がうまくいった場合とうまくいっていない場合、そのパターンを分けて、どういったことが分かっていくのかということ整理させていただいております。

共通利用項目で明らかになると期待されるものとしては、例えばケース①ですと、日本語学習がうまく進んだケースとして、ほかのケースと比べることによって、日本語学習をうまく進めるために必要な条件等を示すことができるようになるのではないかと例示させていただいております。

「3. 日本語教育の調査(自治体等が実施)に関する共通利用項目について」ですが、こちらは今回、具体的に各都道府県、政令指定都市で実施している調査項目から、共通利用項目として抽出するのが適当ではないかと文化庁で考えたものでございます。

「3.1 学習者の属性に関する項目について」では、問1から問7までを挙げさせていただいております。基本的な属性ということで、性別、年齢、出身国、在留資格、滞在年数、それから、誰と生活しているか、あとは仕事のあり、なしです。

「3.2 日本語学習に関する項目」では、問1から問10までを設定させていただいております。まず、日本語学習をやっているか、やっていないか。2番目に学習目的、それから、学習方法、問4で、学んでいない人について聞く理由でございます。それから、問5もそうです。学習されていない方に対する質問でございます。問6は、入国前にどの程度学んだか。それから、方法、期間です。問9は来日後の学習方法について聞いているということでございます。

「3.3 日本語能力に関する項目」では、具体の項目はまだ挙げておりませんが、基本的には4技能、聞く、話す、読む、書くと、その段階で設定することになるかとは思っています。日本語能力に関する項目を作成する際の方向性等については、留意が必要ではないかと考えております。

場面でのやり取りについて設定している例としては、島根県、鳥取県などでやっているということで、そういう観点で設問をするということもあり得るということかと思えます。

補足として記載させていただいておりますけれども、調査方法については、外国人登録原票から無作為抽出する場合と、日本語教室等の協力を得て、外国人に直接手渡ししてする方法があるということですが、その方法によって、その回収率が異なっているということですが。

次に、6ページになります。「4. 日本語教育に関する調査の情報共有、分析について」ですが、それについては都道府県、政令指定都市が実施した調査や調査結果について文化庁が情報を収集し、日本語教育コンテンツ共有システムで情報提供していくということを記載しております。

次に、「3. 関係各機関による調査結果の収集、活用、分析に関する計画について（たたき台）」ですが、こちらについては、関係機関がやっている調査結果等については、収集、活用することによって、より効果的に進めるために、どのように進めていったら良いかということで提案をさせていただくものでございます。

実際に実施するに当たっては、日本語教育小委員会において、地域において日本語教育施策の推進に資すると考えられる調査研究のテーマ、データについて整理を行っていくと考えております。例えば、日本語学習者の状況です。日本語教育に関するニーズであるとかレベル、学習環境等、そういった状況について。それから、日本語教育の人材についてといったもので、テーマ等について整理をさせていただいております。

「②」で、テーマに該当する調査については、テーマごとに調査方法、調査結果、調査研究を実施する際の課題や留意点、困難点等について情報収集を行う。実際の情報収集に当たっては、日本語教育推進会議とか日本語教育協議会等の機会を捉えて、各機関等にヒアリングをして実施、収集したいと考えております。

関係機関との間で、①、②で情報共有をさせていただいて、文化庁や関係機関が行う調査研究の参考資料にしていくということですが、情報共有を行う際には、文化庁で実施する調査研究については、より有効な分析方法、活用方法、必要な改善等について、関係機関、有識者から助言を頂きたいと考えています。

現在、考えている関係機関とは、国立国語研究所、それから関係府省、それから日本語教育学会、国際交流基金等を想定しております。

この体制でやるテーマとして考えられるものは、日本語の学習者の状況であるとか、人材育成等といったものを考えているということですが。

それでは、以上でございます。

## ○伊東主査

ありがとうございました。先ほどと同様に、論点8「日本語教育の調査研究の体制について 中間まとめの骨子（たたき台）等」に関しては1ページ目は概要ですが、たたき台は2ページ目からです。

## ○山下日本語教育専門職

少しだけ補足です。配布資料3「日本語教育の調査研究の体制について 中間まとめの骨子（たたき台）等」の3ページから5ページに調査項目を出していますが、参考資料1「日本語教育に関する調査（自治体等が実施）の項目について」で、既に各都道府県や政令指定都市で行われた調査の項目を整理して並べているのですが、それを見ながらベースにして作ったということになります。

それから、配布資料3「日本語教育の調査研究の体制について 中間まとめの骨子（たたき台）等」の2ページ、「2.1 日本語教育に関する調査（自治体等が実施）に関する共通利用項目の作成経緯」のところ、3行目辺りから、「汎用性と地域性、実用性、正当性、各都道府県等で行っている調査の継続性等の観点を踏まえ作成している」というのは、こういうことを最後に書きたいということですので、こういう観点から、是非御意見を頂けたらと思っています。現時点で、これが

全てクリアできているというものではないと思いますので、各都道府県の実施状況等を見ながら、「正当性を考えると、こうした方が良いのではないか」とか、「継続性を考えるとどうか」といった形で御意見を頂ければと思います。

もう一つ、補足しますと、各都道府県や政令指定都市等で行っている調査の実際の質問項目の数についてです。配布資料3「日本語教育の調査研究の体制について 中間まとめの骨子(たたき台)等」では、属性等に関する項目で問いを七つ、日本語学習に関する項目で問いを10挙げております。しかし、実際に各都道府県などが調査を実施する際は、質問項目は日本語学習だけに限りません。いろいろな項目を挙げている中で日本語学習についても取り上げるという形で、項目の数としては、おおむね5〜6個ぐらいのところが多いのかなと思います。調査項目は20, 30と内容を詳しく実施した方が良いとは思いますが、実際にはそれほど多く出しているところはないということも補足しておきます。

### ○加藤副主査

今、事務局から説明があったこととつながっているかどうかは分かりませんが、「教育」ということは非常に大きく、意味があると思うのですが、何か調査をするときの立ち位置を見たとき、日本語教育を受けることが前提となっているというように読めるのではないかと思います。

例えば、配布資料3「日本語教育の調査研究の体制について 中間まとめの骨子(たたき台)等」の5ページの一番上、「問5 日本語教室に通うことができないのはなぜですか」とあります。つまり、通うことができることが前提になっています。しかし、できないのではなくて、通わないのはなぜですかということも考えないといけないと思います。意志を持って通わない、つまり、生活者として日本にいらっしゃる方たちが本当に日本語を必要としているのかということも考えた方が良いでしょう。

私は、やはり日本語を勉強してほしいと思いますが、ただ、本当に日本語ができなければ生活できないのか、それでは日本語ができなかったらどうなるのかということも考えた方が良いでしょう。日本語ができないために何が困りましたかということ聞く問はあります。そういった形ではなく、調査を行った結果として、日本語ができないとやはり困ることが外国人に示されることは非常に大事だと思いますが、最初に私たちがこれを作成するに当たっての立ち位置をもう少し下げないといけないのではないかと思います。「こうあるべき」ということから強く書かれていると思いました。

### ○石井委員

今の御意見に関係します。全く賛成なんですけど、地域の状況を見てみると、自国でも十分に教育を受けているとは限らない方たちが大勢います。実際に教室的な学びの場では対応できないという人たちもいます。そういう方たちに、いわゆるお勉強的な組立てをやってしまうよりは、日本語学習を表に出さないで一緒に活動していく中で日本語を学んでいくことをやっていらっしゃるところもあるし、あと、1990年代頃、東北に海外から多くの女性が来たときに、いろいろとインタビューをしていくと、秋田の事例ですけれども、全然、教室とは離れた場所で、ずっとお姑(しゅうとめ)さんと一緒に毎日生活をしているうちに、本当に見事な秋田弁話者になり、とても地元根付いていたということがありました。

その方は、独学という言葉とか、家族に教わっているというものではないのかなと思いました。例えば、選択肢にあるような、お勉強的に教わっているものだけではなく、日々生活しながら身に付けたという部分もあって良いのではないかと思います。やはり全体として、日本語を学ぶには、ある種、意識的な、「これから日本語を学ぼう」という学び方ではないものがあるのが現実ですし、あって良いと思います。その辺りが少し、この設問に選択肢として入ってくると良いなと思いました。

### ○井上委員

こういう形の調査は、恐らく自治体等でもう既に行われていて、これから共通的な部分も含めて実施していこうということで、よろしいのではないかと思います。

やはりうまくいっている事例というのは本当に多種多様だと思うのです。そのときに、地域なり、あるいは、もっと特定の地区において外国人が日本語をどのような経緯でうまくいったのか、あるいは非常に組織立った教室に通っていたけれども、うまくならなかったのかといった事例を見ていくと、どのような形ならうまくいくのかが浮かび上がってくると思います。ただ、調査をするのはなかなか難しいと思うので、自己評価でも良いと思うのですが、自分が日本語ができる、できないということと、その背景として日本に来てから、どのような日本語の教育を受けて、それがどういう結果となっているかということが浮かび上がってくるような調査にさせていただけると良いのではないかと思います。

「日本語が不自由なために困ったことがありますか」ということが、最後の質問になっていますが、先ほどもありましたが、実際に困らない人がいるのです。私は横浜に住んでいますが、ほとんど母語だけで生活している人たちがいます。グループ内に日本語がかなりできる人たちがいて、できない人たちをサポートしていて、日本語ができないまま暮らし、仕事でも困っていないのです。その人たちが、大きな声で母語で話しているのを聞いて、日本人が不安になったりすることがあるようです。これはかつて外国人の集住都市でよく起きていた話なんですが、横浜のような大都市で外国人が比較的に分散して住んでいるような地域でもそういった不安感が生じています。

そういう意味では、先ほど、なぜ日本語教室に行かなくていいのか、学習しなくていいのかということが分かった方が良いということをお願いしましたが、そういった事例も必要で、なぜ行かないのか、行かなくても不自由がないのかということが分かった方が良いという感じがします。

それが分かったところで何ができるかという問題はあります。日本の場合には、日本語ができないと、日本では在留資格を得られないという法律にはなっていないので、日本語ができないから、次の在留資格の更新はできませんとは言えないわけです。それにしても、その人たちの意と言いますか、考えを浮かび上がらせることによって、それでもやはり日本語を学んだ方が良くと説得できるような施策をその後の展開で考えていくことができるのではないかと思います。そういう方向にできるような調査にさせていただきたいと思います。

## ○石井委員

今のことに加えて、なぜ学ばないで済んでいるのかということと同時に、最近よく議論されているのが、今の時点のニーズという話ではなく、いわゆる「生活者としての外国人」ということを考えると、一定期間、日本に生活することが見込まれている人ですから、そのライフステージの変化で、日本語の必要性は変わっていく、その見通しもあった上で判断しているのかということを考える必要があるのではないのでしょうか。そこがとても大きな問題になっています。それはこれまでもいろいろと見えてきていることですが、初めは「もうこれだけでいい」と思っていたことが、例えば家族構成が変わったりといったことで、急に日本語のニーズに直面するというようなことは、もう幾らでもあるわけです。その辺りの、日本語の必要性に関して、現時点の判断だけではなくて、見通しについて多少なりとも何か質問を入れられると良いのではないかと思います。

## ○佐藤委員

調査の目的とかねらいを少し明確にしないと、調査項目がどんどん増えていくだけだと思います。いろいろな項目があった方が良く、あるに越したことはないのですが…。センサスみたいなものが、学校教育には指定統計がありますから、全て全国比較ができます。都道府県、市町村比較もできるというメリットがあるわけです。つまり、それを狙って、恐らくこれをやりたいことだろうと思います。そうすると、調査項目は厳選すべきだろうと思います。

その目的は一体何なのかというときに、もちろん実態把握は必要なかもしれませんが、地域間の比較が可能になるようなデータを厳選していく。そして、あとは、その地域性に応じて、それぞれ自由にやってくださいという提案だと思いますので、厳選した方がいいたらと思います。

ただ、もう一つ、やはり最近、私ども大学の世界でも、IRということが一般化してきています。要するに、調査をするだけではなくて、それを政策に生かさなければいけないということがあります。そういう意味から言うと、ある程度、政策に結び付くような項目も、当然、入れ込むべきだろうと思います。

ですから、いろいろな地域の実態に応じて違うのはもう事実で、しかも、意識面まで項目に取り込むことも必要かもしれませんが、恐らく、意識調査ではないので、実態調査というところに限定した方が良いのではないかと感じました。

それから、もう一つ伺いたいのは、活用の仕方について、これは結果のみを公表して、その結果についての比較は可能にする、つまり、もう少し突っ込んだ言い方をしますと、これはデータそのものへのアクセスも可能にするということでしょうか。

### ○小松日本語教育専門官

市町村からは、個票レベルのデータは頂けないと思っています。恐らく、個人情報になりますから。ですから、恐らく、集計された数値しかもらえないと思っています。

### ○佐藤委員

分かりました。ですから、前半の方は少し厳選して考えた方がよろしいのではないかとということです。あるいは、実態というところだけにかなり限定して、あとは地域の中でそれぞれの独立性を踏まえた調査をするということがよろしいのではないかと感じました。

### ○尾崎委員

論点8は「日本語教育の調査研究の体制について」というタイトルです。このタイトルが付いた背景は、もちろん、国立国語研究所のことがあり、国の政策研究機関がなくなってしまった。しかし、地域の日本語教育を考える上で、政策立案のベースになる基礎調査やデータ収集は絶対に必要であり、調査研究の対象はどうするのかということがありました。そもそもはそういうことだったんです。そのことは依然として残っていると私は思うのですが、文化庁の皆さん方がいろいろと知恵を出してくださって、あちこちの関係の方たちの協力を得ながらデータを集めてお仕事をしているのが現状だと思います。

そういう現状の中、この小委員会は一体どのような役割を担っているのかということが、また気になってきています。今回の場合は、これまでいろいろな地域で行われていた調査をある程度は比較できるように、今、佐藤委員がおっしゃったような形でデータを蓄積して、地域特性を比べるとか、何かそこから問題点を引っ張り出して、予算化できる、予算を求めるときのベースになるような情報を全国的に集めようという趣旨だったと思います。そういう趣旨で、このように具体的なアンケート、質問項目が出てきて、これは中間まとめということで、この中身についても、いろいろと意見を申し上げて、この小委員会で検討をするわけですね。

今回、これは終わりますが、この次、また何か研究テーマが出てくると、ここでまた、それについて議論をするわけですね。何か調査研究をするときには、ここでやるわけですが、そういう意味で私たちが集まっているのかどうか少し分からなくなってきました。この小委員会というのは何をやっているのかなということです。11の論点について、みんなで話し合っ、これは大事だというように出したのですが、その後、一個一個について潰していくのは、この小委員会なのか、少しそこが私は分からなくなっているということです。

それから、配布資料3「日本語教育の調査研究の体制について 中間まとめの骨子（たたき台）等」の3ページに図が出ていて、「期待されること」というので、「1」～「3」までありますが、これは期待してはいけないことです。この調査で分かるわけがありません。そういませんか。期待されることの一目として、「日本語学習がうまく進んだ「ケース①」とその他のケースを比べることで、日本語学習をうまく進めるために必要な条件等（学習歴や学習状況、学習環境）を示すことができる。」とありますが、恐らく、アンケート調査でもって、国籍とか年齢とかでクロス集

計をしたら、統計的にはこうなったということになると思いますが、そんなもので分かるわけがないんですから。ですから、これは期待してはいけません。これは期待できると思ったら、この小委員会としては恥ずかしいことになります。

これを本当にやろうと思うと、先ほど話題になっていたような、もっと個別のケースをじっくり聞いていくような調査をしていかないと見えないのですが、それでは、そういう調査をやると決めるのはどこなのか。恐らく、この小委員会でやったらいいのではないかと言っても、予算的なことなど、いろいろなことがあり、元の話に戻るのですが、研究を本務とするようなところがないということで、やはり大変だと今、改めて思っています。何を言っているかよく分かりませんが、私は何でここにいるのかということが一つです。

それから、6ページの最後のところ、「3. 関係各機関による調査結果の収集、活用、分析に関する計画について（たたき台）」とありますが、これをやるのは文化庁ですよね。文化庁がこういうことをやりますとおっしゃっていて、その中にこの小委員会はこんなことをやると書かれているのですが、こんな大変なことができるのかなと思いました。年に数回集まって、職員の方が本当にとても時間が掛かると思っています。短時間で思い付きのようなことも、時には私は口走っているのですが、このように大変な仕事をやれる委員会なのかなと思います。とても突き放した言い方で恐縮ですが、思ったことを言わせていただきました。

#### ○伊東主査

論点が11にまとめられていますが、この小委員会では一つずつぶしていくのか否かということ、その調査研究のいわゆる体制や主体について、どのように考えていらっしゃるか、とても重要なことなので、少しここでお聞かせいただけたらと思います。

#### ○小松日本語教育専門官

論点11につきましては、小委員会のワーキングでまとめていただいております。その上で、中には総括的にまとめさせていただいておりますので、文化庁の所掌を超えている部分も多くございますので、基本的には文化庁の所掌の範囲で必要と思われるところについては引き続き議論をしていきたいと考えております。ですので、この論点全て、11をここで全部つぶしていくということではございません。

それから、調査研究の実施主体ですが、調査研究の実施主体については、当然、文化庁がやっていくのですが、実施に当たっては、国立国語研究所や日本語教育学会などの協力を得ながら、連携を図ってやっていくということになっておりますので、そういった観点でよりよく調査研究を進めていくためにどのようにすれば良いかということについて御議論いただきたいということでございます。

それで、今回、実際に、その調査研究を行っていく上で、どのようにすれば良いかということで、具体の提案を「3. 関係各機関による調査結果の収集、活用、分析に関する計画について（たたき台）」で御提案させていただいております。こういったところについて小委員会の御意見を頂いて、調査研究をやっていく体制として、ある程度、先生方の共通認識を持った体制にしていければということで御提案させていただいているものでございます。

#### ○伊東主査

分かりました。そうしますと、今回お示しいただいた3～5ページの共通利用項目も、これもまだ案ですので、これに追加されたり、もう少しカットされたりとか、そんな感じに今後になっていくという理解でよろしいでしょうか。

#### ○小松日本語教育専門官

はい。結構です。それは本当にこれからブラッシュアップしていきたいと思っております。

### ○伊東主査

やはりそうなる、という目的で実施するののかということによって質問の仕方も違ってきますし、意識調査なのか、先ほど佐藤委員がおっしゃったように実態調査なのかにも関わってくるかなと思います。ですので、その辺りについて、もう少し整理しないと、質問の仕方はこれで良いのかということを考えてしまいました。

これは素案です、枝分かれ的な質問も、このままですと、少し手を加えないと、途中で答えて、あとは答えられないというようなものもあるので、この辺りの構造はどうなっているかということも、少し考えました。誰に対して、どのようなことを知りたいのかということ整理する必要があるのかなと素朴に疑問に思いました。

### ○神吉委員

先ほど、尾崎委員がおっしゃったことに関連して、私もそうだと思います、一方で、政策的に作っていくときに、「それは個別のケースですよ」という反論を許さないようなデータを出していないと、少し厳しいのかなという気がします。

そのために、それでは、何をするのかと言うと、配布資料3「日本語教育の調査研究の体制について 中間まとめの骨子（たたき台）等」の3ページ、「期待されること」に書かれていることが妥当かどうかという議論は当然必要だとは思いますが、「全体の傾向として、一般的に言えます」、又は、「一般的に言えることはありませんでした」という結果も、もしかしたら必要かもしれないと思います。

こういうことを行ったときに、ケースしか見えないということではなく、一般化しようとして、しようとしたけれども、やはりできなかったという検証は、今、誰もしていないと思います。できないということは、みんな言っているけれども、そこはどこかでやらないと次に進まないのではないかということだと思います。この検証をして、「一般化できないことが検証できました、だからケースを積み重ねているんです」というようにしていかないと、単にケースの積み重ねというところでは、今までの議論から進まないような気がします。その辺りは、皆さんの御意見とかも踏まえて、少し考えていく必要があるかなと思います。

### ○伊東主査

そうですね。その辺り、どうでしょうか。

### ○尾崎委員

これはもう研究者の立場の問題が絡んでいます。研究する人はやはり自分の結果が一般性を持っているという主張をしたいから、ですから、その主張が読者に受け入れられるように書く技を持っている方がいて、読む方も、ついつい、「ああ、すばらしい」となります。しかし、よくよく考えたら、このアンケートに答える人自体の属性とかであれば紛らわしくないんですが、いろんなことを聞かれていると、どこまで本当のことを答えているかも実は怪しくて、それでも、一定の数を集めて統計的にやったら言えるというのならいいんですけども、今回の場合は外国の方なんですよね。協力者を無作為に抽出するというようなことも、ここに補足で調査の仕方が書いてあるんですけども、もうそここのところからして、うさん臭くなってしまいます。

ですから、愛知県が調査をやったときには、500人、愛知県の外国人登録者数を見たときに、人数の多いところから、その比率に合わせて、中国人何人、ブラジル人何人というように細かに人数まで決めて、夏の暑いときに立って、一個一個、アンケートを見せて聞きながら調査したんです。それをやっただけでも立派なんです、でも、少しうるさい人が言えば、「たまたま通った人ではないか」とか、「勉強しているかしていないかなんていうのは、500人のアンケートで勉強している人が何%と言うけれども、それが愛知県の外国人の実情を反映したと主張する根拠があるのか」と言われた途端に、500人の範囲なんですよとしか言えないわけです。それは一般化と呼べないでしょう。ただ、そういった傾向が見られるということは否定できないでしょうということです。

それでも、やらないよりは良いと思うのですが、ただ、ここの「期待されること」という中身まで書いてしまうと、これは少しきついと思います。やることの意味がないと私は言っていません。

#### ○伊東主査

繰り返しになりますが、やはり調査は結構大変なものです。目的や対象、やる時期等々、そして、なおかつ日本語力によって、これは分かる人と分からない人がいるということを考えると、かなり慎重に入念に計画しておかないと、必要な情報が得られずに終わってしまうということがあります。その辺りは、少し慎重に今後検討していただきたいと思います。

#### ○金田委員

配布資料3「日本語教育の調査研究の体制について 中間まとめの骨子（たたき台）等」の3ページの図、最初の部分が「（1）日本語の必要性」になっているのですが、その具体的な質問項目を見ると、実際は「問10」ぐらいでしか、この必要性については聞いていないのかなと思います。例えば石井委員がライフステージについて御意見をおっしゃっていますが、恐らく、その使用状況とかを知る必要もあるし、同時に、使わないけれども上手になりたいと思っている人もいるかもしれないし、本当であれば日本語を使うべきところに行く必要があるんだけど、行かずに別の方法で何とかやり繰り返しているという状況もあると思います。

ですので、日本語の必要性に関して明らかにしたいのであれば、やはり問10のような聞き方だけではなくて、もう少し別のタイプの質問もあった方が良いのではないかと思います。

やはりこれまでの様々な調査の中で、いろいろと工夫して、何とかして使用状況を知ろうとか、何とかして学習したいという気持ちがあるかどうかを知ろうということが、出ていたのではないかと思います。もちろん、これまでの調査を網羅的に御覧になっているとは思っていますが、是非、また改めて見ていただくと良いのではないかと思います。

それから、あと、これは共通利用項目の話とは少し違いますが、先ほど、例えば石井委員が、余り教育になれ親しんでいない人たちもいるんだということをお話されました。ここにいらっしゃる方は皆さんよく御存じだと思いますけれども、質問紙に回答するという事に余りなれていないという方もいらっしゃると思いますし、どこかから封筒が来ても、あるいは、どこかから紙が回ってきて、幾ら母語で書いてあっても、そんなものは見向きもしないということもあると思います。あるいは、いざ答えようと思っても、回答に誤りがあったりということはやはり起こりがちなので、その項目は項目として、共通利用のためのものとして準備した方が良いとは思いますが、同時にその調査方法に対する配慮が実は必要なのではないかと、そういうことが実は共通認識として必要であるということも、この報告書のどこかに出てくると良いのではないかと思います。

それから、少し確認ですが、「3.3 日本語能力に関する項目」のところですが、日本語能力に関してここに書いてあることですが、まだ項目はこれから精査して作っていくという意味ですね。

#### ○小松日本語教育専門官

はい。

#### ○金田委員

分かりました。

#### ○伊東主査

ありがとうございます。まだまだ御意見はあろうかと思いますが、更に論点7及び8のたたき台について御意見がありましたら、メールでも構いませんので、事務局までお寄せください。

本日の議論及び後日頂いた御意見、これから頂こうとする御意見を踏まえて、次回の委員会では、それぞれの論点の素案をお示しして、それを更に検討していただくということになります。よろし

くお願いしたいと思います。

それでは、第67回の日本語教育小委員会をこれで閉会とさせていただきたいと思います。貴重な御意見、どうもありがとうございました。